

文化芸術活動に関する法律相談窓口

文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士がご相談に対応します。

ご相談受付フォーム：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/madoguchi/index.html

※本窓口において、最大限実効的な対応をさせていただくとともに、関係法令に基づく適切な対応がなされるよう、必要に応じて関係当局の窓口のご紹介も行います。

なお、「芸能事務所等の取引の適正化に関する指針について教えて欲しい」「芸能事務所等から受けた具体的な行為が独占禁止法違反かどうか調べて欲しい」など、独占禁止法（以下の※の法律を含む）に係る問い合わせ・情報提供は、公正取引委員会で直接承ることが可能です。

公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 取引調査室
電話：(03)3581-3372（直通）

※以下の法律に係る情報提供については各担当部署で直接承ることも可能です。

- ・「芸能事務所等から受けた具体的な行為（例：取引条件が明示されない、書面が交付されない）が、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反かどうか調べて欲しい」

→フリーランス・事業者間取引適正化等法担当部署（公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）へ御相談ください。

オンラインフォーム：

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>

- ・「芸能事務所等から受けた具体的な行為が、下請法違反かどうか調べて欲しい」

→下請法担当部署（公正取引委員会 事務総局経済取引局取引部 下請取引調査室）へ御相談ください。

オンラインフォーム：https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/shitauke_higijijitsu.html

自らが今後行う行為について相談したい芸能事務所、放送事業者等、レコード会社などの方へ

内容	具体例	担当行政官庁	窓口	連絡先
指針に関する質問、その他全体に関する質問	・指針で示されている考え方を教えて欲しい	公正取引委員会	事務総局 経済取引局取引部 取引調査室	電話：(03)3581-3372
優越的地位の濫用の考え方についての相談	・独占禁止法における優越的地位の濫用について、考え方を教えて欲しい	公正取引委員会 (注1)	事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	電話：(03)3581-3375
下請法（注2）の考え方についての相談	・下請法の考え方を教えて欲しい		事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	電話：(03)3581-3375
独占禁止法の考え方についての相談	・独占禁止法の考え方（優越的地位の濫用を除く。）を教えて欲しい		事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	電話：(03)3581-5481
フリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方についての相談	・フリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方を教えて欲しい		事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室	電話：(03)3581-5479
	・フリーランス・事業者間取引適正化等法における就業環境の整備（注3）について教えて欲しい	厚生労働省	都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)	電話：（注4）

（注1）窓口は所在地により異なります。<https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/index.html>から御確認ください。

（注2）下請法（下請代金支払遅延等防止法）は、法改正に伴い令和8年1月1日から「中小受託取引適正化法」通称「取適法」に名称が変わります。

（注3）フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条（募集情報の的確表示）、第13条（育児介護等と業務の両立に対する配慮）、第14条（ハラスメント対策に係る体制整備）、第16条（中途解除等の事前予告・理由開示）及び第17条第3項（申出等）が厚生労働省の担当分となります。

（注4）窓口は所在地により異なります。<https://www.mhlw.go.jp/content/001438299.pdf>から御確認ください。